

## 静岡市ホームページ広告の表現に関する技術的基準

### (目的)

第1条 この基準は、静岡市ホームページに掲載する広告の取扱いに関する要綱（平成18年7月19日施行）第4条第3項の規定に基づき、利用者の利便性を保持するため、静岡市ホームページに掲載する広告の表現に関する技術的基準について定める。

### (禁止表現)

第2条 次に掲げる表現を含んだホームページ広告（バナー広告）は、利用者の意思に反した動きをしたり、利用者に誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止する。

- (1) 「×」、「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等のボタン
- (2) アラートマーク（「警告」、「注意」等あたかも警告を発しているかのような誤解を与えるものをいう。）
- (3) ラジオボタン（あたかも選択が可能であるかのような誤解を与えるものをいう。）
- (4) テキストボックス（あたかも入力可能な領域があるかのような誤解を与えるものをいう。）
- (5) プルダウンメニュー（あたかも下に選択肢があるかのような誤解を与えるものをいう。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、入力等何らかの操作ができると誤解させるおそれのあるもの

### (G I Fアニメーション)

第3条 G I Fアニメーションを用いる場合は、利用者に不快感を与えないようにするため、次の基準に従うこと。

- (1) コントラストの強い画面の反転表示が継続するものは禁止すること。
- (2) 画面の大部分の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔を2秒以上とすること。
- (3) 画面が点滅するものは、点滅間隔を0.4秒以上とすること。

### (静岡市ホームページとの区別)

第4条 次の表現については、利用者が静岡市ホームページの一部であるかのように混同するおそれがあるため禁止する。

- (1) 静岡市ホームページと類似する色調又は字体を使用するもの
- (2) 利用者に静岡市の事業であると誤解を与えるおそれのあるもの

### (色調)

第5条 文字色と背景色の明度差は十分にとり、また、背景に模様のある画像若しくは写真等を使用する場合は、文字の周囲を縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。

### (解像度)

第6条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附 則

この基準は、平成 18 年 7 月 19 日から施行する。